

市内事業者の皆さんに

# 10万円を支給します

生駒市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に深刻な影響を被っている市内の中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用できる「生駒市事業継続支援金」を新設します。



対象者

市内で事業を営んでいる  
中小企業者・個人事業主

令和2年2月1日～5月29日に、本市でセーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証※のいずれかの申請をし、その後認定を受けていることが必要です。  
その他の要件はホームページをご覧ください。

※セーフティネット保証・危機関連保証とは

新型コロナウイルスの影響により、売上高等が急減した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するための保証付き融資制度です。この制度を利用するには市の認定が必要です。

申請期間

令和2年

4月28日(火)



6月5日(金)

郵送は必着  
メールは17:00まで



## 手続きは申請書を提出するだけ！

市ホームページから「生駒市事業継続支援金交付申請書兼請求書」をダウンロードの上、郵送かメールで提出してください。不備等がなければ、速やかに支援金の振り込みを行います。  
(簡易書留やレターパックなど、書類の到着が確認できるものをお使いください)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送かメールでの申請をお願いします。

送付・問合せ先

〒630-0288 生駒市東新町8-38  
生駒市役所商工観光課 事業継続支援事業宛  
TEL:0743-74-1111 (内線322)  
E-mail: keizai@city.ikoma.lg.jp

詳しくは生駒市ホームページより

🔍 生駒市事業継続支援金